

令和7年度保険料率について (支部評議会における主な意見)



令和6年10月に開催した47都道府県支部評議会において、平均保険料率について、ご議論いただいた。

1. 平均保険料率に関する論点

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和7年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

2. 保険料率変更の時期

- 令和7年度保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分(3月分)からでよいのか。

各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおりであった。

1. 平均保険料率に関する論点 ※ () 内は去年の支部数

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	36支部 (40支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	10支部 (6支部)
③ 引き下げるべきという支部	1支部 (1支部)

2. 保険料率の変更時期について

- 47支部すべてにおいて、4月納付分(3月分)からとすることに対して異論は無かった。

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（埼玉支部）

（令和 6 年 10 月 24 日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

- ・平均保険料率 10.0%を維持すべきという意見である。
なお、遠くない将来に単年度収支で赤字となる時期が到来することから、10.0%維持の方針を支持するものである。しかし、保険財政の持続性の観点から制度改正などについての国への働きかけを引き続き強化していくこと、協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、より理解が深まる広報を加入者・事業主に対して進めていくこと、都道府県単位保険料率が一定期間変動しない仕組みの導入やフォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討していくこと、以上の3点を協会としても実施いただくようお願いしたい。
- ・保険料率の変更時期については、4月納付分からの変更が慣例となっていることを踏まえ、混乱や事務処理誤りを防止するため、これまで通り4月納付分からの変更として異論はない。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・医療の高度化や高額医薬品の保険適用に備えるという観点からも、平均保険料率は短期的に引き下げるべきものではなく、10.0%の維持でよいと考える。
- ・都道府県単位保険料率については、支部ごとに料率の上昇・下降が繰り返されている。この点について、移動平均の使用などによる料率が一定期間変動しない仕組みの導入や、フォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討いただくよう、あらためてお願いしたい。
- ・協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、様々な媒体を活用した加入者・事業主へのわかりやすい広報を進めていただきたい。
- ・黒字分の加入者への還元や医療費抑制の観点からも、さらなる健診の拡充やワクチン接種にかかる費用の補助を、準備金の活用により実施することについて検討していただきたい。

（事業主代表）

- ・特になし

（被保険者代表）

- ・いずれ準備金が枯渇するのであれば、国に対する国庫補助の増額要請にあたっては、早期に補助率が引きあがるよう国への働きかけを強めていただきたい。

令和 6 年 10 月 22 日

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（東京支部）

（令和 6 年 10 月 11 日開催 東京支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 多数の評議員は、「平均保険料率の 10%維持は致し方ない」という意見であったが、一部、「平均保険料率を引き下げるべき」という意見があった。
- ・ 保険料率の改定時期については、「4 月納付分」からとする。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 医療費の伸びが示されているが、この伸びは一時期なものなのか、構造的なものなのか、分解、分析ができていないのではないかと考える。データによる裏付けが必要と考える。

（事業主代表）

- ・ 「収支見通し」は、10 年間常に右肩下がりのグラフを見続けてきた。準備金が下がり始めたら、対策を打つはずだ。このまま何ら手を打たない場合の試算を見せられても納得はしない。
例えば、国庫補助を 20%とした場合、自己負担割合を上げた場合等、施策を講じることを前提として料率の議論をすべきである。

（事業主代表）

- ・ 賃上げについて、大手企業が賃金を上げる場合、中小企業も人を確保するためにある程度のペースアップが必要となる。そのように考えると賃金上昇率 2.1%の試算は非常に低いのではないかと考える。働く人の意欲を下げないためにも単年度でもいいので保険料率を下げてほしい。

（被保険者代表）

- ・ 賃上げされているが、社会保険料等の控除も増えているため、実質賃金は上がっていないという実感である。料率の維持はやむを得ないと思うが、国庫補助率の増加を要望してほしい。

令和 7 年度平均保険料率に関する評議会における意見（佐賀支部）

（令和 6 年 10 月 9 日開催 佐賀支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 別紙「令和 7 年度保険料率に関する意見（佐賀支部評議会）」参照
- ・ 保険料率の変更時期は 4 月納付分からで、特に反対の意見はなし。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・ 佐賀県は保険料率の高さへの不満よりも医療のかかりやすさに満足しているとのデータもあり、保険料が高くなるのは仕方のない側面もあるが、医療機関と患者の双方の行動変容が必要。都道府県単位保険料率については疑問に感じている。今後、賃金が上がり、医療費や後期高齢者支援金も増大していく中で、準備金や平均保険料率 10%の維持が肝要であることは確認できるが、この結果を受けて、各支部は、示された内容に賛同して理解するという範囲でしか議論ができないのではないかと感じている。
- ・ 健康保険制度を維持するためには、結局は収入と給付のバランスが重要であることから、保険料率という収入サイドの議論のみならず、保険給付の対象とする範囲の見直しについての議論もしていただきたい。すでに法律や制度設計自体を見直す時期に来ていると考えており、各支部で議論することには限界がある。
- ・ 試算について、以前から現実と乖離しているため、改善を希望する意見があったが、今回示された内容を見るとあまり改善していないように思う。
- ・ 準備金残高が 5 兆円を超えているにもかかわらず、平均保険料率 10%を堅持する必要があるのか。将来的に単年度収支差が赤字見込みであることは理解できるが、準備金が積み上がり続けている状況は異常である。保険料率のあり方そのものを根本的に考え直さないと、結局、毎年同じ議論の繰り返しになると思う。
- ・ 準備金について、将来の視点からすると必要だと思うが、これからの人口構造や医療費を考えた時に、今後どのように活用、または還元していくのか。その内容を具体的な数字等で示されると準備金を積み上げる必要性について理解が一層得られると思う。

(事業主代表)

- ・ 準備金が約5ヶ月分以上積み上がっていることを踏まえると、平均保険料率を可能であれば9.5%まで下げてほしい。その結果、準備金が3ヶ月分を下回るようなことがあれば、不測の事態に備えて改めて検討していくとしてはどうか。準備金が積み上がり続けている現状を見ると、平均保険料率を下げると国庫補助率も下げられたという事実を考慮したとしても準備金を3ヶ月分程度まで落としてよいのではないか。
- ・ 都道府県単位保険料率という中で、佐賀県で生活をしながら、事業所本社の管轄地が他県にあった場合、他県の保険料率が適用されることには違和感がある。
- ・ 佐賀支部の高い保険料率の軽減に向けて、健康づくりへの更なる機会創出の観点を含めた対策を検討してもらいたい。
- ・ 賃金伸び率で示されている0.8%や1.6%というのは、今後、ますます賃上げが進むであろう社会情勢の中で、設定が甘いのではないか。財政悪化への懸念要素が強いことにより、バランスが取れていない試算になっていないか。

(被保険者代表)

- ・ 佐賀県は医療提供体制が充実しているため医療機関に行きやすく、このことが医療費を上げる一つの要因になっている。また、佐賀県在住者でも、他県に事業所本社があれば、佐賀支部よりも低い保険料率で、佐賀県の充実した医療提供体制で医療を受けることができることを考えると、都道府県単位保険料率そのものに矛盾を感じる。
- ・ 準備金が5兆円も積み上がっている中で、その使い道として、不測の事態に備えるための資金と中長期的に財政を安定させるための資金を分けて考えることも重要ではないか。準備金のあり方について、本格的な議論を始める必要があると考える。

令和6年10月24日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会

評議員 蕪竹 真吾
評議員 田中 政史
評議員 田中 美千代
評議員 中島 啓子
評議員 西岡 剛志
議長 平部 康子
評議員 福山 和彦
評議員 松尾 剛彦
評議員 矢ヶ部 教馬
(五十音順)

令和7年度保険料率に関する佐賀支部評議会意見の提出について

令和6年10月9日に開催された佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しについて説明を受け、令和7年度保険料率に関する議論を行い、評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、令和7年度の保険料率に関する佐賀支部評議会意見を提出いたします。

令和7年度保険料率に関する意見

全国健康保険協会の2023（令和5）年度決算では、保険料収入11兆6,104億円に対し、支出11兆1,442億円であり、収支差が4,662億円となった。これに伴い、決算後の準備金残高は、5兆2,076億円にのぼり、法定準備金に対する比率は、昨年の5.59か月分から5.95か月分となり、さらに積み上がった。

今回示された2023（令和5）年度決算を足元とした収支見通し（2024（令和6）年9月試算）によると、仮に平均保険料率を10%から引き下げたとしても、見通しで示されたほとんどのケースにおいて、今後5年以内は、1か月分を優に超える法定準備金を確保できる見通しが示されている。

現状、賃金水準は確実に上昇しているものの、今年6月に前年同月比でプラスとなった実質賃金は8月に再びマイナスに転じ、プラス基調が定着したとはいえない不安定な状況下にある。また、最低賃金の上げや物価の高騰により中小企業の経営は逼迫しており、加えて51人以上100人以下の企業においては、令和6年10月より適用拡大が義務付けられ、更なる保険料負担が強いられることを考えると、平均保険料率10%を維持すること及び佐賀支部の事業主・加入者に対して限界水準である平均保険料率10%を超える保険料負担を求めることは容認できるものではない。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ佐賀支部評議会は、令和7年度に係る保険料率のあり方について下記の通り意見を提出するものである。

記

- 都道府県単位保険料率の目的は、保険者機能を発揮し医療費の地域間格差を是正することにあつた。しかし、地域の医療費は医療提供体制など多くの要因が関係しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない。
- 協会けんぽの財政について、中長期的に考えるという基本スタンスは一定程度理解できるものの、準備金が積み上がり続けている状況を鑑みれば、令和7年度の平均保険料率を引き下げるべきと考える。一方、すでに準備金は5兆円以上積み上がっており、このまま積み上がっていく現状を看過することはできない。準備金のあり方については、本格的な議論を早急に開始し、議論においては、準備金の使い道について、不測の事態に備えるための資金

と中長期的に財政を安定させるための資金の二つに分けて考えるなど、これまでの議論の枠組みに囚われない方向性を示して進めるべきと考える。

- これまで、佐賀支部の保険料率が高い原因について、医療費の高さを問題視した議論を長年重ねてきたが、健康保険制度を維持するためには、結局のところ収入と支出のバランスが重要であることからすれば、各都道府県における保険料率の議論にとどまらず、法律や政策の制度設計自体を見直す時期に来ているのではないかと考える。
- 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第7条の21第1項）趣旨に鑑み、都道府県単位保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すべきである。

以 上